

議員提出議案第 1 号

議会活性化調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び第 4 項並びに四国中央市議会委員会条例（平成 16 年四国中央市条例第 188 号）第 5 条の規定により、当市議会に議会活性化調査特別委員会を下記のとおり設置する。

令和 6 年 12 月 26 日提出

提出者	四国中央市議会議員	吉田善三郎
賛成者	四国中央市議会議員	横内 博之
同	同	吉原 敦
同	同	三宅 繁博
同	同	川上 賢孝
同	同	山本 照男
同	同	曾我部 清

記

- 1. 名 称 議会活性化調査特別委員会
- 2. 委員定数 8 名
- 3. 付議事件 次の事項について調査研究する。
・議会改革・活性化に関すること
- 4. 調査期限 付議事件についての調査終了の日まで

なお、本特別委員会は、閉会中も審査及び調査を行うことができることとする。

議員提出議案第 2 号

社会基盤整備調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び第 4 項並びに四国中央市議会委員会条例（平成 16 年四国中央市条例第 188 号）第 5 条の規定により、当市議会に社会基盤整備調査特別委員会を下記のとおり設置する。

令和 6 年 12 月 26 日提出

提出者	四国中央市議会議員	吉田善三郎
賛成者	四国中央市議会議員	横内 博之
同	同	吉原 敦
同	同	三宅 繁博
同	同	川上 賢孝
同	同	山本 照男
同	同	曾我部 清

記

1. 名 称 社会基盤整備調査特別委員会
2. 委員定数 8 名
3. 付議事件 次の事項について調査研究する。

・ 公共インフラの整備に関すること

・ 医療体制の確保に関すること

・ 防災・減災のまちづくりに関すること
4. 調査期限 付議事件についての調査終了の日まで

なお、本特別委員会は、閉会中も審査及び調査を行うことができることとする。